

「くじ引き」による落札者の決定方法

改正 令和3年7月
令和4年4月
(令和4年4月1日以降の公告分から適用)

開札の結果、落札者となるべき価格が同じ入札者が2者以上ある場合における「くじ引き」による落札（候補）者の決定方法は、下記のとおりとする。

1. くじを引く立会人の定め方

落札者となるべき入札者の数に応じ、別表の規定により、開札立会人（以下「立会人」という。）のうち1名がくじを引く。なお、名張市職員が立会人となる場合において、別表中の「開札順」は、次のとおりとする。

- ① 入札者の中から選定された立会人が立会人を辞退したときなど、立会人が不足したため名張市職員が立会人となるときは、当初の立会人の開札順を引き継ぐ。
- ② 新型コロナウイルス感染症対策にかかる「条件付き一般競争入札の開札の特例」により、名張市職員が立会人となるときは、特例を適用しない場合に立会人となるべき入札者の開札順を当てる。

【別表】 くじを引く立会人の定め方

落札者となるべき価格が同じ入札者の数	くじを引く立会人
偶数の場合	開札順が早い方の立会人
奇数の場合	開札順が遅い方の立会人

2. くじ引きの方法

- ① 落札者となるべき同価格の入札者について、開札順に番号を付す。
- ② 前記1に定める立会人が、①で付した番号を記した玉を抽選機に入れ、くじを引く。（抽選機を回して玉を出す。）
- ④ 抽選機から出た玉の番号の入札者が落札（候補）者となる。

3. 建設工事の入札における落札候補者の決定

建設工事の入札においては、開札後に行う工事費内訳書の審査において、落札候補者の入札が無効となる可能性があるため、原則として、次により、第3順位まで落札候補者を決定する。

- ① 最初に抽選機から出た玉の番号の入札者を第1順位の落札候補者とする。
- ② 2番目に抽選機から出た玉の番号の入札者を第2順位の落札候補者とし、以下、同様に抽選機から出た順に、玉の番号の入札者を次順位の落札候補者とする。